

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(知的財産ガイドライン)の一部改正(案)のポイント

第1 背景

情報通信分野など技術革新が著しい分野においては、関連する者が共同で策定する規格において、必須特許(注1)を有する者が、当該必須特許を利用する者に対して差止請求訴訟を提起する等の事例が国内外で生じている。

(注1) 規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許等をいう。



知的財産ガイドライン(注2)等の既存のガイドラインにおいて、必須特許を有する者による、外形上、権利の行使とみられる行為に関する記載は限られている。

(注2) 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針(平成19年9月28日公表)

→ 必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等の問題について、調査を実施し、知的財産ガイドラインに、必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等に係る独占禁止法上の考え方を追加することとした。

第2 必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等に係る独占禁止法上の考え方の明確化

標準化機関での規格の策定

- 一般に、標準化機関(注3)は、規格の策定に参加する者に対し、
 - ・ 必須特許(出願中のものを含む。)の保有の有無及び当該必須特許についてFRAND宣言(注4)をする意思を明らかにすること
 - ・ 当該宣言がされない場合には当該必須特許の対象となる技術が規格に含まれないように規格の変更を検討すること
- 必須特許の権利行使が規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売の妨げとなることを防ぎ、規格を広く普及させるためのものを、IPRポリシー(注5)において規定

(注3) 規格を策定する公的な機関や事業者団体をいう。

(注4) 必須特許を有する者がFRAND(公正、妥当かつ無差別な[fair, reasonable and non-discriminatory])条件でライセンスをする意思を標準化機関に対し文書で明らかにすることをいう。

(注5) 標準化機関が必須特許のライセンスに関する取扱い等を定めた文書をいう。

FRAND宣言をした必須特許の製品市場への影響

- 規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者は、FRAND条件で全ての必須特許を利用できると考えられることから、積極的に当該規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売に必要な投資が可能
- 必須特許は、規格で規定される機能及び効用の実現に必須なものであり、広く普及している規格を採用した製品の市場においてその利用は不可欠

FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起すること等は、一般に、広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものであり、

- ・ 当該製品の市場における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当(独占禁止法第3条)
- ・ 私的独占に該当しない場合であっても、不公正な取引方法に該当(独占禁止法第19条〔一般指定第2項及び第14項〕)

「FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者」でないとの認定は個別事案に即して厳格にされるべき

- ・ 裁判所又は仲裁手続においてライセンス条件を決定する意思を示している場合は、意思を有する者とみられる
- ・ 必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無を争うことそれ自体は意思を否定する根拠とはならない

FRAND宣言をした必須特許の権利行使に関する海外競争当局等の対応状況①

	事件（概要）
米国	<p>連邦取引委員会（FTC）（グーグル〔モトローラモビリティ〕に対する件〔2013年7月23日同意審決〕</p> <p>モトローラモビリティが、FRAND宣言をした必須特許に基づき、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する事業者（スマートフォンメーカー等）に対し差止請求訴訟を提起した行為について、FTC法違反とした。</p>
EU	<p>欧州委員会（グーグル〔モトローラモビリティ〕に対する件〔2014年4月29日決定〕</p> <p>欧州委員会（サムスンに対する件〔2014年4月29日確約承認〕</p> <p>モトローラモビリティ及びサムスンが、FRAND宣言をした必須特許に基づき、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する事業者（スマートフォンメーカー等）に対し差止請求訴訟を提起した行為について、TFEU第102条違反とした。</p> <p>欧州司法裁判所（ファーウェイ対ZTE事件〔2015年7月16日先行裁決〕</p> <p>「TFEU第102条は、標準化機関によって策定された技術標準に必須の特許の権利者（「標準必須特許権者」）が、当該標準化機関に対してFRAND条件による標準必須特許のライセンスを第三者に付与する旨の取消不能の確約を行っている場合、以下の条件を満たす限りにおいて、自身の標準必須特許の侵害の差止め又は当該標準必須特許を使用した製品の市場からの回収を求めて侵害の訴えを提起することによって、自身の支配的地位を濫用しないことを意味するものとして解釈しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該訴訟の提起に先立ち、標準必須特許権者が、まず、被疑侵害者に対して、侵害されている標準必須特許を指定し、その侵害の態様を特定することによって警告を行っており、さらに、当該被疑侵害者がFRAND条件によるライセンス契約を締結する意思がある旨を表明した後は、標準化機関に対して行った確約に対応する、FRAND条件に基づく具体的な書面でのライセンスの申出を、特に、実施料の額及びその算定方法を特定しつつ、被疑侵害者に提示していた場合であって、かつ、 ・ 被疑侵害者が当該標準必須特許の使用を継続し、標準必須特許権者の申出に対して、真摯に、当該分野で広く認められた商慣行に従い、誠実に応答するのを（この点は、客観的要素に基づいて検証されなければならない、とりわけ、遅延戦術の意味合いを含まないものでなければならない）怠っていた場合。」（JETRO訳）

FRAND宣言をした必須特許の権利行使に関する海外競争当局等の対応状況②

	ガイドライン（抜粋）
韓国	<p>公正取引委員会「知的財産権の不当な権利行使に関する審査指針」（2014年12月17日一部改正）</p> <p>「FRAND条件でライセンスすることを約した標準必須特許の保有者によるライセンスを受ける意思を有するライセンシーに対する差止請求訴訟の提起は、特許権の正当な権利行使の範囲を逸脱するものとして、関連市場における競争制限する行為と評価され得る。」（仮訳）</p>
中国	<p>国家工商行政管理総局「知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」（2015年8月1日施行）</p> <p>「第13条（略）市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がない限り、標準の制定と実施の過程において、次に掲げる競争の排除、制限行為を行ってはならない。</p> <p>（一）（略）</p> <p>（二） その特許が標準の必須特許となった後に、公平、合理的かつ非差別的原則に背き、許諾を拒否する、抱き合わせ販売をする、またはその取引の際その他の不公平な条件を加える等の競争の排除、制限行為を行うこと」（JETRO 訳）</p>
カナダ	<p>競争局「知的財産の執行指針」（一部改正案）（2015年6月9日公表/成案未公表）</p> <p>「規格策定の文脈で生じる可能性のある別の懸念は、規格が策定される前に特許権者がライセンス確約を行い、その後、当該確約を満たす条件でライセンスを受ける意思を有する者に対する差止請求訴訟を提起する場合に生じる。」</p> <p>「競争局は、競争法第79条に基づき、特許ホールドアップにつながる可能性のある行為を評価することになる。競争局は、特許待ち伏せ、ライセンス確約への違反、又はライセンス確約を行った後の差止請求といった行為は、特許権の行使を逸脱するものと評価する。」（仮訳）</p>

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(平成19年9月28日公表)(抜粋)

第1-1 競争政策と知的財産制度

技術に係る知的財産制度(以下「知的財産制度」という。)は、事業者の研究開発意欲を刺激し、新たな技術やその技術を利用した製品を生み出す原動力となり得るものであり、競争を促進する効果が生ずることが期待される。また、技術取引が行われることにより、異なる技術の結合によって技術の一層効率的な利用が図られたり、新たに、技術やその技術を利用した製品の市場が形成され、又は競争単位の増加が図られ得るものであり、技術取引によって競争を促進する効果が生ずることが期待される。このように、知的財産制度は、自由経済体制の下で、事業者に創意工夫を発揮させ、国民経済の発展に資するためのものであり、その趣旨が尊重されるとともに、円滑な技術取引が行われるようにすることが重要である。

他方、知的財産制度の下で、技術に権利を有する者が、他の事業者がこれを利用することを拒絶したり、利用することを許諾するに当たって許諾先事業者の研究開発活動、生産活動、販売活動その他の事業活動を制限したりする行為(以下「技術の利用に係る制限行為」という。)は、その態様や内容いかんによっては、技術や製品をめぐる競争に悪影響を及ぼす場合がある。

したがって、技術の利用に係る制限行為についての独占禁止法の運用においては、知的財産制度に期待される競争促進効果を生かしつつ、知的財産制度の趣旨を逸脱した行為によって技術や製品をめぐる競争に悪影響が及ぶことのないようにすることが競争政策上重要であると考えられる。

第2-1 独占禁止法と知的財産法

独占禁止法第21条は、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定している。したがって、技術の利用に係る制限行為のうち、そもそも権利の行使とはみられない行為には独占禁止法が適用される。

また、技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為は、外形上、権利の行使とみられるが、これらの行為についても、実質的に権利の行使とは評価できない場合は、同じく独占禁止法の規定が適用される。すなわち、これら権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者が創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るといふ、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、上記第21条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、独占禁止法が適用される。